別表第七㈢の表の備考１中「第９条の８」を「第９条の８第１項」に、「第37条の14第35項」を「第37条の14第41項」に改め、同表の備考２⑴中「第37条の14第23項」を「第37条の14第29項」に、「同条第25項」を「同条第31項」に、「同条第23項」を「同条第29項」に改め、同表の備考２⑴に次のただし書を加える。

ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。

別表第七㈢の表の備考２⑶中「第18条の15の３第11項第２号」を「第18条の15の３第12項第２号」に改め、同表の備考２㈣中「第６号イ若しくはハ」を「第６号ロ⑴若しくはハ⑴」に改め、同表の備考２⑺イ中「第25条の13第39項第１号」を「第25条の13第50項第１号」に改め、同表の備考２⑺ロ中「第25条の13第39項第２号」を「第25条の13第50項第２号」に改め、同表の備考２⑺に次のように加える。

ハ　当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年１月１日において18歳未満である者又はその年中に出生した者である場合には、記載を要しない。

別表第七㈢の表の備考２⑻ロ中「第37条の14第27項」を「第37条の14第33項（第２号及び第３号に係る部分に限る。）」に、「同項」を「同項第２号及び第３号」に改め、同表の備考２⑻の次に次のように加える。

⑼　「課税対象所得等の状況」の欄には、次のように記載すること。

イ　「特定課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高」の項には、その年が当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法第37条の14第４項第１号に規定する基準年の前年以前の各年である場合には、当該非課税口座と同時に設けられた同条第５項第９号に規定する特定課税未成年者口座に、その年12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を記載すること。

ロ　「課税対象となる配当等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「交付を受けた配当等の額の合計額」の項には、法第37条の14第６項に規定する契約不履行等事由（以下この表において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、法第９条の８第２項の規定により同条第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

⑵　「特別分配金の額」の項には、非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該非課税口座において交付を受けた所得税法第９条第１項第11号に掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

⑶　「上場株式配当等控除額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の９第２項第12号イに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

⑷　「外国所得税の額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第18条の15の９第２項第12号イに規定する外国所得税の額の合計額を記載すること。

ハ　「課税対象となる譲渡所得等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「譲渡対価の額の合計額」の項には、契約不履行等事由が生じた非課税口座に係る法第37条の14第８項第１号に掲げる金額を記載すること。

⑵　「取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額」の項には、法第37条の14第８項第２号に掲げる金額を記載すること。

⑽　その年中に契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等がある場合には、３⑹の「口座内の配当等の交付状況」の欄の記載方法に準じて、当該非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に交付した非課税口座内上場株式等の配当等について「種類」、「銘柄」、「交付を受けた配当等の額」及び「交付を受けた特別分配金の額」を記載した明細書を作成し、添付すること。この場合において、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の９第２項第12号イに規定する控除外国所得税相当額又は控除所得税相当額があるときは、当該明細書にこれらの金額を記載すること。

⑾　その法第37条の14第１項に規定する営業所に当該非課税口座が開設されていた第18条の15の９第１項の金融商品取引業者等がその年において当該非課税口座に施行令第25条の13第１項に規定する上場株式等を受け入れないこととした場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈢の表の備考３㈠中「及び「その他」」を「、「その他」の欄及び「課税対象所得等の状況」」に改め、同表の備考４を同表の備考５とし、同表の備考３の次に次のように加える。

４　この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合において、「課税対象所得等の状況」の欄に記載すべき事項については、当該事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４に準ずる。）の添付をもつて同欄の記載に代えることができる。